

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の改正内容の概要

## 改正趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う見直し。

## 主な内容

- まん延防止等重点措置の創設
  - 実施や終了の考え方
  - 重点措置区域における取組
    - ・飲食店に対する営業時間の短縮の要請
    - ・業種別ガイドラインの遵守の要請
    - ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等の住民への協力要請
    - ・イベント等の要件等を設定し、要件に沿った開催の要請等
- 予防接種の実施
- 感染症法の改正に伴う見直し

## 緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)

### ステージIV

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な状態

(主な目安)

- ・病床のひっ迫具合  
(最大確保病床50%)
- ・週当たり新規報告数 (25人/10万人)
- ・直近週>先週

### ステージIII

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

(主な目安)

- ・病床のひっ迫具合  
(最大確保病床20%)
- ・週当たり新規報告数 (15人/10万人)
- ・直近週>先週

### ステージII

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

#### 緊急事態措置

=全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応

範囲：原則、都道府県単位

講じうる措置：事業者に時短要請～休業要請(命令、過料(30万円))  
住民に外出自粛要請  
イベント開催制限～停止 など

↑ 6指標を総合的に評価し、ステージIV相当で宣言

6指標を総合的に評価し、ステージIII相当となる場合に解除 (ステージII相当以下に下がるまで必要な対策を段階的に実施)

#### まん延防止等重点措置

=特定地域からのまん延を抑えるための対応

範囲：原則、区画や市町村単位

講じうる措置：事業者に時短要請(命令、過料(20万円))  
住民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことの要請  
イベント開催制限 など

↑ 一部地域における感染の急拡大を封じ込めることが目的であり、ステージIII相当である他、感染拡大の状況を勘案して適用

↓ 措置を実施している区域の感染状況が都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等を踏まえて終了

一般的な要請(罰則なし)

※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするために、必要な支援となるよう努める。

# 道内の感染状況等について (案)

【令和3年2月13日】

区分	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道(2/12)	464床	16床	減少 1,005人	減少 3.2%	469人/週 (8.8人)	減少	25.8%
うち札幌市	145床	8床	536人	3.7%	309人/週 (15.8人)	減少	25.6%
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	增加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※( )は10万人あたりの新規感染者数

# 最近の感染状況等について

## 【感染状況】

道内の新規感染者数は、全国的な感染拡大や年末年始の会食の機会の増加を背景に1月8日から増加に転じたが、その後、1月15日をピークに減少が続き、2月12日現在で10万人当たり8.8人/週となっている。また、感染拡大の兆候を示す陽性率及び感染経路不明の割合についても、1月中旬から減少傾向が続いている。

地域別では、札幌市においては、1月16日から減少が続いているが、2月に再び増加。その後、減少に転じているが、2月12日現在で10万人当たり15.8人/週と、緊急事態宣言の対象となっている都道府県内の政令市と比較しても高い状態となっており、飲食をはじめ様々な場面での集団感染が続き、市内全域に感染の広がりが見られる。小樽市においては、1月28日の外出自粛の要請後、新規感染者数が急速に減少し、感染経路不明の割合も低く抑えられているが、2月12日現在で10万人当たり16.3人/週となっている。その他の地域では、新規感染者数の減少が続いている。

## 【医療提供体制】

入院患者数や重症者数、療養者数ともに昨年12月上旬をピークに減少してきており、新規感染者が減少傾向で推移した場合には、医療提供体制への負荷が軽減していくものと想定される。

一方、医療提供体制への負荷が長期にわたりかかり続けている中、道内で感染が再拡大した場合には、医療体制への負荷が急速に高まるおそれがあり、ワクチン接種に備えた体制構築にも資するよう医療提供体制への負荷を更に軽減しておく必要がある。

## 【必要な対策】

今後、3月以降に向けて、就職・転勤や、卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えるとともに、全道的にワクチン接種を控える中、安心して接種を受けられる環境づくりが必要となる。

3月以降の人の動きや時節の行事等を見据え、もう一段の感染を徹底して抑制し、医療提供体制のさらなる負荷の低減を図るため、現在の感染状況等を踏まえ、小樽市において引き続き強い措置を講じるとともに、感染リスクの高いとされる飲食における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑え、全道への再拡大を防止するため、札幌市において強い措置を講じる必要がある。

また、全国の厳しい感染状況等を踏まえ、緊急事態宣言期間中、全道域に対してはこれまでの措置を継続する必要がある。

# 集中対策期間

～もう一段、感染を徹底して抑え込むために集中して取り組む施策～

対策期間

国内で緊急事態宣言が発令されている間

## 協力要請のポイント

地域を限定した要請

目標：新規感染者数が10万人あたり15人／週を下回る水準をめざす

地域を限定した期間

令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

### ■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

### ■ 札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

※時短要請については、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、

10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

地域を限定した要請

期間：令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

### ■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

### ■ 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

## 【事業者の皆様への要請】

### ■ 札幌市内の飲食店等について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、  
10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善がされた場合に、医療提供体制の負荷の状況等を  
踏まえて、解除を検討する。

全道域の要請

期間：国内で緊急事態宣言が発令されている間

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
  - ・外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
  - ・できる限り同居していない方との飲食は控える
  - ・「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
  - ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
  - ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
  - ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足（参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
  - 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
  - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

## 感染拡大防止対策の更なる強化

### ■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

### ■札幌市と連携しすすきの地区における感染防止対策の推進

- ・事業者と共に感染防止対策に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進

### ■札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進

- ・振興局における勉強会の開催など

### ■感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・宿泊療養施設の迅速な確保

### ■普及啓発等の強化

- ・「集中対策期間」（国内で緊急事態宣言が発令されている間）の集中的な啓発広報
- ・感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人が利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

### ■年度末、年度始め（全国的な異動時期）に向けた感染防止対策の徹底

- ・「転勤・入社・入学」の場面での新北海道スタイルの提案 ※別紙3参照
- ・市区町村窓口での転入者に対するチラシ配布やポスター掲示等による普及啓発

# 札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

**2月16日(火)～2月28日(日)**

(今回新たにご協力いただく場合は遅くとも2月18日(木)から)

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、  
10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の  
状況等を踏まえて、解除を検討する。

## 区域

札幌市内全域

## 対象施設

○ 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

## 要請内容

○ 営業時間の短縮

⇒営業時間は「午前5時～午後10時」

○ 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」  
に基づく対策の徹底

○ 要請にご協力いただいた事業者には、店舗ごとに支援金を支給

**【 支援金額：1店舗1日あたり 2万円（最大26万円）】⑤**

# 集団感染への迅速な対応

## 【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

## 【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等と連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひつ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

# 「転勤・入社・入学」の場面での 新北海道スタイルの提案

【別紙3】

## 【取組の考え方】

- ・3月～4月の人事異動や入社、入学に伴う人の移動による感染拡大を防止するため、関係機関と連携し、取組を推進

## 【取組の事例】

段階	従業員・学生	企業・学校等
転居～着任・入学まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・引越時期の分散化</li><li>・飲食でのリスク回避</li><li>・検温</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・着任日の柔軟な対応</li><li>・従業員の体調把握（など）</li></ul>
着任・入学後	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲食でのリスク回避</li><li>・検温</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・不急の挨拶回りの自粛や後倒し</li><li>・テレワークや時差出勤の奨励</li><li>・入学式などの式典全体の時間短縮（など）</li></ul>